

【標識】主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任

○「建設業法第26条第3項第1号」を適用している場合は、標識の「専任の有無」欄には、記載要領2のとおり、「**非専任(情報通信技術利用)**」と記載。

建設業法施行規則(国土交通省令) 様式

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名		専任の有無	
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許可年月日			

35cm以上

25cm以上

<記載要領>

2「**専任の有無**」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、**同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)**」、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。

4「**資格者証交付番号**」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者又は**同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号**を記載すること。